

## コンテンツ関係・論点（第6回会合提出資料）

※枠囲み部について、今回討議

### 1 通信と放送の「コンテンツ規律」(全体像)

(1) 通信と放送のコンテンツ規律の融合の可能性を考える上で、以下のように両者に根本的な相違がある点をどう考えるか。

- 放送のコンテンツ規律の保護法益は「放送による表現の自由」である一方、実定法上の通信の保護規定は、「通信の秘密」を規定するのみであること。
- BtoC型、マスメディア型のコンテンツ配信を想定している放送のコンテンツ規律と、様々な形態の情報流通が混在しているインターネット上の違法有害情報対策では、規律の対象など、手法において相違があること。
- 放送のコンテンツ規律は「成熟」しているが、インターネットはその情報流通形態自体が発展途上にあり、規律の在り方も模索途上であること。
- 編集者の「自律」を基本とする放送規律と、発信者への強行法規、管理者等の自主規制、受信者の自己防御の組み合わせにより対応している違法有害情報対策の実効性。等

**(2) その上で、2011年の完全デジタル元年において、どのような制度を構築すべきか。両者を統合的に捉えることはどこまで可能か。**

### 2 放送規律について

(1) 多メディア多チャンネル化が進む現在において、放送事業者の自律を重視する形で、表現の自由と公共の福祉を調和させることを主眼としている放送規律の意義をどのように考えるか。

(2) 多メディア・多チャンネル化が進展する中で、それぞれの放送の果たしている機能が異なってきている。災害や非常事態に対する対応等について、公共的役割が求められている放送を「基幹放送」として、それ以外の放送と区別し、規律の強度を変えるべき、という議論がある。これについてどう考えるか。

### 3 違法・有害情報対策について

(1) 現在の違法・有害情報対策の手法とその実効性についてどう評価するか。

(2) 頻発する違法・有害情報事案に対応して、個別法において、ネットワークでの情報流通を想定した規制が行われているアプローチについてどう評価するか。

(3) 現在、放送法では「放送による表現の自由の確保」が目的規定に掲げられる一方、通信法制ではネットワーク上の情報流通全般を想定した「表現の自由」確保の理念は規定されていないことについてどう考えるか。その点に関連して、一部の国では、「情報流通の自由の確保」や「通信の自由」、「アクセスの自由」を理念として掲げ、その調和を図っていることについてどう評価するか。

(3) - 2 仮に、情報の自由な流通と公共の福祉への適合という理念で、通信・放送法制の「コンテンツ規律」の一元化を図った場合、現在のインターネット上の違法・有害情報にどのように対処し、安心・安全な利用環境を構築すべきか。

(参考) フランス視聴覚通信法 (通信の自由に関する1986年9月30日付け法律) 第1条  
電子的手段 (voie electronique) による公衆向け通信は自由である。

この自由の行使は、一方では個人の尊厳、他者の自由と所有権、思想・意見の諸潮流の表現の多元性尊重により、他方では、公共秩序の維持、国防上の必要、公共サービスの要請、通信手段に固有の技術的制約および視聴覚サービスの視聴覚制作を発展させる必要性から求められる措置を除き、制限されてはならないものとする。(以下略)

(以上)